

## 令和8年度米原市農業施策に関する意見書(回答)の抜粋

### 1 集落営農組織と小規模農業者への強力な支援

- ① 中小規模農業者農業用機械導入支援事業補助金は、市内農業者の現状も踏まえ、令和8年度以降の補助金の継続および拡充を図られたい。また、突発的に機械が故障し、更新せざるを得なくなった農業者の救済策として、毎年度の補助金予算のうち一定割合を緊急対応用として確保しておく補助金システムの構築を検討されたい。

#### 【回答】

農業用機械の導入支援については、効率的かつ効果的に農地利用の最適化を図るため、10年後の将来を見越して地域の皆様の御意見を反映した地域計画における目標地図に位置付けられた農業者を対象に、農業用機械や園芸用機械の導入支援など、令和8年度から新たな制度として実施する予定です。

今後も計画的に地域農業の担い手を支援することで、御指いただいている課題解決のため、地域の将来像に応じた支援を継続していきたいと考えています。

- ② 小規模の零細農家は、機械が故障するたびに修理を行いながら、可能な限り長く使用できるようにと苦心されている。このことから、機械の更新が困難な小規模農家等に対する機械の修理費用についても支援されたい。

#### 【回答】

農地利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するため、地域計画における目標地図に位置付けられた農業者を対象として、農業用機械の修理費への支援を実施することの効果について他の支援制度と合わせて検討させていただきます。

- ③ 生産資材や原油等の価格高騰による影響は依然として続いているため、国や県に対して価格高騰対策の実施を強く働きかけられたい。

#### 【回答】

農業生産に欠かせない肥料等の資材高騰は、農業経営に大きく影響していると認識しています。令和6年度に引き続き、令和7年度も滋賀県において土地改良区や集落を対象に燃料高騰分の支援が実施されました。

今後も、国の支援策等の動向に注視するとともに、国や県との意見交換の場等において要望を行います。

- ④ 米の消費量が減少する中で安定した米価維持のための適正在庫に向けた需給対策や、米の消費拡大対策に対して国に強く働きかけられたい。

**【回答】**

令和9年度から制度が見直される動きであることから、米価の安定と農業者の所得向上のために、需要に応じた適切な米の生産が図れるよう、県主催の再生協議会担当者会議等において国や県と引き続き意見交換をしてまいります。

## 2 耕作放棄地の発生防止、解消対策

- ① 圃場整備から35年以上が経過し、揚水ポンプ、ため池、給排水溝等各施設の経年劣化が急速に進んでおり、修繕あるいは取替等の必要性が生じてきている。営農組織や農業組合等では、軽微な修理を行っているが、金額がかさむ修理については、各組織では対応できない。各施設の老朽化の状況を把握し、早急に予算化を図られたい。

**【回答】**

水路の更新やポンプの故障など規模の大きな修繕工事が必要となった場合の費用については、自治会要望のあった箇所から国補助金の申請を行い採択されたものについて、国県市の負担分を差し引いた約18%を受益者に負担いただき事業実施しています。

また、国の補助事業のルールに合致しない工事については、市単独補助事業として、市と受益者で半分ずつ負担して事業実施しています。

なお、中山間地域等直接支払制度に取り組まれている集落において、中山間地域等直接支払交付金は積立ができますので、故障した時点で要望されるのではなく、積立を行い緊急時の費用とすることも御検討ください。

- ② 「地域計画」は担い手への農地集積・集約化を進め農地利用の最適化を推進することに有効である。計画を実現していくためには、計画の検証、見直し等が必要であることから、市の推進体制を整備するとともに、関係機関とも密に連携を図られたい。

**【回答】**

地域計画は一度作って終わりではなく、継続的な見直しが必要であり、その際、目標地図の素案作成を担う農業委員会の役割が改めて明確化され、農業委員会が主体的に活動できるよう農水省からも通知が発出されたところです。

今後も、農業委員会と市、また関係機関がより一層の連携を図り、地域計画のブラッシュアップを進めてまいります。

- ③ 地域計画において耕作者が位置づけられた農地については、自作しなくても所有権移転できるよう農地法第3条中に4要件の例外規定を整備する、または、農業経営基盤強化促進法中に農地法第3条第3項の適用除外を規定するよう国に要望されたい。

**【回答】**

地域計画において耕作者が位置づけられた農地については、一定、耕作することが前提とされていることを踏まえ、農地の適正利用と保護を原則としつつ、農地法第3条における例外規定等について、国や県との意見交換を行ってまいります。

- ④ 農地の集積・集約を行う上で、現に大きな障害となっている違反転用については、行政指導として、違反者に対して口頭や文書による是正指導のほか、農地パトロールを通して、法令違反行為の抑止に努めているが、効率性やコストの点からも限界があることから、農地法の一部改正において、実質的に抑止効果が期待できる規定を設け、厳格な運用指導を行うよう国や県に要望されたい。

**【回答】**

違反転用の多くは、農地転用許可制度を認識していなかったことが原因となっており、また、発見が遅くなると是正が困難になることから、農地パトロールや各農業委員に配布されているタブレットの活用による早期の発見および啓発活動は有効な手段と考えます。

また、悪質な事案については、刑事告発の手段をとるなど厳格な対応も必要と考えますが、実質的な抑止効果が期待できる規定については、まずは、市と農業委員会とともに協議することが必要と考えます。

- ⑤ 農地法第3条には、「農地はその耕作者みずからが所有すること」とする常時従事要件が規定されている。しかしながら、農家の後継者不足が深刻化する中、集落に残る縁戚者や近隣居住者に農地を所有してもらいたいという所有者の意向があっても、非農家であることを理由に農地の取得が認められず、未相続地や遊休農地の発生が懸念されるなど、地域における農地の取得が課題となっている。

こうした状況を踏まえ、農地が地域における貴重な資源であるという農地法の目的に鑑みれば、非農家の個人であっても、地域計画において耕作者として位置づけられた農地や、一定面積以下の白地の畑地等については、所有権の移転を可能とするなど、農地法第3条における要件の見直しを国に要望されたい。

**【回答】**

地域計画において耕作者が位置づけられた農地については、一定、耕作することが前提とされていることを踏まえ、農地の適正利用と保護を原則としつつ、農地法第3条における要件の緩和について、国や県と意見交換してまいります。3  
が、農業委員会が地域における架け橋となり、農地所有者と担い手とのマッチングを行うなど、市と連携して遊休農地の解消に努めることも必要と考えます。

### 3 有害鳥獣被害防止策の充実

- ① 広域的一斉駆除等効果的な体制を図られるとともに、銃器やわな等によるシカ、イノシシ、ニホンザル、ハクビシンおよびアライグマの個体数調整など積極的な被害防止対策への助成について、継続・拡充が図られるよう国や県に対し引き続き強く支援を要請されたい。

#### 【回答】

鳥獣による農作物への被害対策については、長浜市と構成する湖北地域鳥獣被害防止対策協議会の活動を今後も推進し、広域的かつ効果的な被害防止体制の確立に努めます。

また、地域狩猟者団体への有害鳥獣捕獲委託等による積極的な被害防止対策を進めるとともに、対策への助成の継続、拡充について、引き続き国、県に対し、強く要請してまいります。

### 4 既存直売所の充実について

- ① 直売所の出荷数量の確保につながるような仕組みづくりについて、農業関係機関や直売所等との研究に関する進捗状況を説明されたい。

#### 【回答】

道の駅の出荷者の高齢化、出荷者の減少について課題であることは道の駅の管理者から確認しています。新たな出荷者の確保が必要であることから、若手農業者を広報誌で紹介し、農業への興味関心を高める取組や、農業実践者になってもらうための取組として令和5年度から農業塾を開講しているところです。現在は、卒業生2人が直売所へ出荷されています。

また、伊吹の里旬彩の森における直売所の管理運営については現在、レーク伊吹農業協同組合と協議を進めているところです。

### 5 農業委員会組織の体制整備の支援と予算の確保

- ① 農地利用の最適化をはじめとする農業委員会の業務を円滑に推進するためには、委員一人ひとりが十分に活動できる体制の整備が不可欠となる。そのため、農業委員会体制の強化を図るとともに、農政部局との連携・推進体制の構築および予算の確保をされたい。

#### 【回答】

農業委員会の果たす役割は重要なものと考えており、農地等の利用の最適化の推進を図るため、引き続き適正な人員配置と人材育成に努めるとともに、必要な予算の確保に努めてまいります。

- ② 農業委員会事務局の体制整備については、令和4年12月5日付で一般社団法人滋賀県農業会議会長から滋賀県市長会会長あてに「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う農業委員会事務局の体制整備・強化のお願い」として要請がされているところである。加えて農地法の改正による農地転用許可後の確認等を円滑かつ適正に行う必要があるため、職員体制の整備・強化を求めます。

**【回答】**

各所属への職員の配置に当たっては、限られた職員の中で、組織が円滑に機能するよう配慮して行っているところです。農業委員会事務局の職員数についても、業務の円滑な推進が図れるよう、引き続き適正な人員配置に努めます。

- ③ 農業委員会業務を将来に渡り、適正なものにするため、地方分権にかかる議論の中で必置義務が廃止された「農地主事の必置規制」など、有効と思われる諸制度の復活・導入を国や県に対して強く働きかけられたい。

**【回答】**

農業委員会の業務が適正に進められるよう、有効と思われる諸制度について、国や県との意見交換を行ってまいります。